

刑事判例研究 (5)

中央大学刑事判例研究会

別件で刑事施設に収容されている再審請求人の届出住居に宛てて行った同人に対する再審請求棄却決定謄本の付郵便送達が有効とされた事例

中 村 真 利 子

〔平成二六年（し）第五六七号、再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件、最高裁判所平成二七年三月二四日第二小法廷決定、刑集六九卷二号五〇六頁、裁時一六二五号五頁、裁判所ウェブサイトに、判タ一四一七号九七頁、判時二二七二号一四三頁〕

【事実の概要】

申立人は、京都刑務所で服役中の平成二二年七月に本件再審請求をし、原々審（大阪地方裁判所）からの求意見に対して意見書を提出した後、平成二二年九月、同刑務所を出所し、原々審に対し、住居を川崎市内のアパートに変更したため以後裁判所からの書面は同所に送付されたい旨の住居変更の届出書を住民票の写しとともに提出した。

原々審は、平成二四年三月三〇日、本件再審請求を棄却し、同年四月二日、その決定謄本を前記届出住居に宛てて郵便により送達する手続をしたが、「あて所に尋ねあたりません」という理由で返送されたため、申立人が提出した住民票について、嘱託調査によりその後の異動が届け出されていないことを確認した上で、同年六月五日、前記決定謄本を前記届出住居に宛てて書留郵便に付して送達した（以下「本件付郵便送達」という）。

他方、申立人は、平成二三年四月、別件で逮捕、勾留されて起訴され、本件付郵便送達当時は、横浜拘置支所に収容されていた。申立人は、平成二六年六月、原々審に対して、本件再審請求の審理の進捗状況を尋ね、同月一日、原々審の書記官から受けた事務連絡により、原々決定の存在を知り、同月一六日、原々決定に対して即時抗告を申し立てた。

原審（大阪高等裁判所）は、平成二六年一〇月二九日、刑訴法五四条により準用される民訴法一〇七条一項に基づき、本件付郵便送達が有効であることを前提に、本件即時抗告は、その提起期間を経過した後になされているから、不合法であるとして、これを棄却した。

これに対し、申立人は、刑事施設に収容されている申立人の前記届出住居に宛ててなされた本件付郵便送達は無効であるなどとして、原決定に対して特別抗告を申し立てた。

【決定要旨】

抗告棄却。

最高裁判所第二小法廷は、本件抗告の趣意は、単なる法令違反の主張であって、刑訴法四三三条の抗告理由に当たらないとした上で、原々決定謄本送達の有効性に関し、職権で、以下のように判断した。

「前記事実関係によれば、申立人は、自ら再審請求をしたにもかかわらず、前記住居変更の届出書を提出した後、原々決定謄本について本件付郵便送達がなされるまで、裁判所に対して住居等の変更届出や連絡をしてこなかった一方で、原々審は、申立人の所

在を把握できず、他に申立人が別件で刑事施設に收容されていることを知る端緒もなかったのである。このような事実関係の下では、本件付郵便送達は、刑訴規則六二条一項の住居、送達受取人等の届出を申立人が怠ったことを理由に同規則六三条一項により申立人本人を受送達者として前記届出住居に宛てて行ったものと理解することができ、再審請求をしている申立人が実際には別件で刑事施設に收容されていたとしても、有効と解するのが相当である。

そうすると、原決定は、刑訴法五四条により準用される民訴法一〇七条が規定する書留郵便に付する方法によるものとして、本件付郵便送達を適法とした点で法令の解釈適用の誤りがあるが、この誤りは原決定に影響を及ぼすものとはいえない。」

【検討】

一 問題の所在

本件は、別件で刑事施設に收容されている再審請求人の届出住居に宛てて行った同人に対する再審請求棄却決定膳本の付郵便送達の有効性が争われた事案である。⁽¹⁾

送達とは、訴訟上の書類の内容を訴訟関係人に了知させるため、一定の方式に従って行う裁判機関の訴訟行為である⁽²⁾。例えば、裁判書の膳本の送達は、公判廷において宣告する場合を除いて、裁判の告知という機能を果たす(刑訴規則三四条)。送達は、送達を受けるべき者(以下「受送達者」という。)に送達すべき書類を交付して行うのが原則であるが(刑訴法五四条・民訴法一〇一条)、刑訴規則六三条一項により、被告人等、住居等の届出義務を負う者が、その届出をしないときは、書類を書留郵便に付して送達をすることが認められており、この場合には、書類を書留郵便に付した時、つまり、郵便局が書類を書留郵便として受理した時に、送達があったものとみなされる(同条二項)。⁽⁴⁾

上訴の提起期間は、裁判が告知された日から進行するので（刑訴法三五八条）、本件付郵便送達が有効であるとすれば、本件再審請求棄却決定（刑訴法四四七条一項）に対する即時抗告（刑訴法四五〇条）の提起期間は、本件付郵便送達
がなされた平成二四年六月五日から進行することとなり、その提起期間である三日（刑訴法四二二条）を経過して、平成二六年六月一六日になされた本件即時抗告は不適法ということになる。⁽⁵⁾

本件付郵便送達が有効とされるためには、申立人に刑訴規則六二条一項の住居等の届出義務違反があるといえる必要があるが、同条三項により、刑事施設に収容されている者（以下「被收容者」という。）には、住居等の届出義務がないとされていることから、別件で刑事施設に収容されている申立人に、住居等の届出義務違反があるといえるかどうか問題となる。また、付郵便送達は、訴訟手続の円滑な進行を図るため、たとえ書類が到達しなくても送達の効力を認めるものであるが、それは、通常の場合には必ずや到達するであろうことを期待し得るからである。⁽⁶⁾ そうすると、付郵便送達においては、その宛先が真実の住居等であるとともに、その名宛人が正しい受送達者であることが想定されていると思われるが、刑訴法五四条が準用する民訴法一〇二条三項では、被收容者に対する送達は、刑事施設の長にすることとされているから、被收容者たる申立人を名宛人として、従前の届出住居に宛てて付郵便送達を行うことができるかどうか問題となる。

そこで、以下では、被收容者の住居等の届出義務、及び被收容者に対する送達の名宛人について、若干の検討を加えることとする。

二 被收容者の住居等の届出義務

付郵便送達は、被告人等の住居等の届出義務違反を前提とするものであるが、被收容者には、住居等の届出義務が課されていない。その理由を正面から扱った文献は少なく、被收容者の住居等の届出義務を免除する刑訴規則六二条三項と同趣旨の旧刑訴法七五条三項に關し、被收容者については「全く其の要なきものなれば之が届出を為すの必要なし⁽⁸⁾」といった記述が見受けられるにとどまる。

刑訴規則六二条一項が、被告人等に対して住居等の届出義務を課す趣旨について、東京高判昭和五六年九月三日（東高刑時報三三卷九号五七頁）は、「裁判所からする書類の送達を受ける宛先を被告人の意思にかからせ」ることであると指摘しているが、訴訟手続の円滑な進行を図ることに加え、このような趣旨も含むものとすれば、被收容者に対する送達は、刑訴法五四条が準用する民法一〇二条三項により、刑事施設の長にすることとされており、書類の送達を受ける宛先をその意思にかからせることはできないということを明らかにしたものとも考えられる。刑訴規則六二条三項により住居等の届出義務が免除される被收容者は、当該事件によつて收容されているかどうかを問わないという見解もあり⁽⁹⁾、この解釈によれば、本件申立人についても、被收容者である以上、住居等の届出義務はないといえる。

もつとも、本件申立人に住居等の届出義務がないとすると、刑訴法五四条が準用する民法一〇七条一項一号に基づき、住居等における送達ができない場合として、当該住居等に宛てて付郵便送達をすることが考えられるが、民法一〇七条一項一号に基づく付郵便送達においては、送達を実施しようとした場所は正しい送達場所であればならず、返送の理由が「転居先不明」や「あて所に尋ねあたらず」の場合は含まれないと解されている⁽¹⁰⁾。そうすると、申

立人を名宛人として送達された再審請求棄却決定謄本が、「あて所に尋ねあたりません」という理由で返送された本件では、民訴法一〇七条一項一号に基づく付郵便送達は許されないとことなるかと思われる。

この点、本決定は、本件付郵便送達について、申立人が刑訴規則六二条一項の住居等の届出義務を怠ったことを理由に刑訴規則六三条一項に基づき行われたものであって、有効であると判断していることから、被收容者の住居等の届出義務について直接言及はしていないものの、少なくとも、本件申立人に関しては、被收容者であっても、住居等の届出義務があるということが前提とされているように見受けられる⁽¹²⁾。

これに対しては、刑訴規則六二条三項によって被收容者が住居等の届出義務を免除されるのは、裁判所にとってその所在が明らかである範囲、つまり、当該事件が係属している受訴裁判所との関係にとどまり、それ以外の裁判所との関係では、なお住居等の届出義務を負うと解する余地もあるという指摘がなされている⁽¹³⁾。この解釈によれば、別件で刑事施設に收容されている本件申立人については、本件再審請求を管轄した大阪地方裁判所との関係では、いまだ変更後の住居等の届出義務を免れず、別件で刑事施設に收容されている旨の届出をしなければならないこととなる⁽¹⁴⁾。

三 被收容者に対する送達の名宛人

被收容者に対する送達について、刑事施設の長を受送達者とすべきこととされている理由は、被收容者を名宛人として、その住居等に送達すれば、本人への交付に代えて、本人と一定の関係にあり、「書類の受領について相当のわきまえのある」者に対する補充送達（刑訴法五四条・民訴法一〇六条）によらざるを得ず、本人が書類を入手するのに

時間を要する上、刑事施設を送達場所として本人に交付することは、刑事施設内の秩序維持のため外部との通信に制限を加えている刑事収容施設法の趣旨に沿わないからであるとされている⁽¹⁵⁾。このような趣旨からすると、当然別件を想定している民事手続だけではなく、刑事手続においても、当該事件で収容されているかどうかを問わず、被収容者の住居等において本人を名宛人としてした送達は、原則として無効ということになろうかと思われる。

民事判例としては、民訴法一〇二条三項に相当する旧々民訴法一四〇条について、大決明治四三年三月三〇日（民録一六輯二四四頁）は、被収容者に対する送達は全て刑事施設の長に宛てて行わせる趣旨であるとして、当事者が訴訟中に被収容者となった場合においては、たとえその届出がなかったとしても、同人に対する送達は刑事施設の長に宛てて行わなければならない、その住居において妻に対してした補充送達は無効であると判示した。また、同じく民訴法一〇二条三項に相当する旧民訴法一六八条について、最判昭和五年五月二五日（裁判集民一一七号五三九頁）は、控訴状に、刑事施設に収容されている事実が記載されていたなど、第一審判決書の送達当時、当事者が被収容者であった可能性があり、もしそうであったとすれば、その旨の届出があったかどうかを問わず、その住居において同人を受送達者としてされた送達は無効であると判示した。

刑事判例をみると、刑訴法五四条の準用に係る旧民訴法一六八条について、最決昭和三三年二月四日（裁判集刑一一二三号一六三頁）は、保釈決定後、保釈金未納のためなお留中であつた被告人に対する送達は、刑事施設の長に宛てて行わなければならない、その住居において家族に対してした上告趣意書最終提出日の告知は無効であると判示している。

ほかに、付郵便送達において、その宛先が真実の住居等であるとともに、その名宛人が正しい受送達者であること

が想定されていることから生じ得る問題としては、所在不明者に対する送達がある。本件のように、被告人等が刑事施設に収容され、その事実が裁判所に明らかでない場合と、被告人等が自ら所在不明となった場合とを一樣に論ずることはできないようにも思われるが、裁判所にその所在が知れないという意味で類似する点もあるため、所在不明者の従前の住居等においてした送達についても触れておく。

まず、民事判例ではあるが、大判昭和六年六月二四日（裁判例五卷一二六頁）は、付郵便送達の宛先が真実の住居等でないときは、その送達は無効であると判示しており、この判決によれば、被告人等が所在不明である場合には、従前の住居等とはや送達をすべき場所とはいえず、送達を実施しようとした場所が真実の住居等でない以上、付郵便送達をすることはできないということになるかと思われる。⁽¹⁶⁾これに対して、住居等の届出がなされないまま被告人等が所在不明となった場合に、裁判所が真実の住居等を調査して、その場所に宛てて付郵便送達をしなければ無効であるとする、住居等の届出があつた場合に比べて裁判所が過大な調査義務を負うこととなり、訴訟手続の円滑な進行を図ろうとする付郵便送達の趣旨と矛盾するとして、訴訟記録その他の資料から住居等と認められる場所に宛ててした付郵便送達は有効と解すべきであるという見解も有力である。⁽¹⁷⁾

刑事判例として、最決昭和二九年三月二〇日（刑集八卷三三二八〇頁）は、被告人が保釈の制限住居に居住していない場合であっても、その事実が裁判所に明白でない限り、当該制限住居において同居人と目される者に対してした補充送達は有効であると判示した。昭和二九年決定に関して、調査官解説では、「本来被告人は、書類の送達を受けるために裁判所に住所の届出をしなければならぬ筈であるのに……これを怠り、しかも、民事の場合と異つて、被告人は刑を免れるため又はその他の理由で住所を転々とすることが多いのであるから、かような場合に裁判所が一々被告

告人の住所を実体的に調査してか、らねばならぬとしたならば到底送達手続の円滑は期し難いこととなる。……その住所をくりましたのは被告人自身であり、非が彼にある場合……にまで一切の労力と責任を裁判所に負担させるのは不当ではあるまいか。」と指摘されている。⁽¹⁸⁾

付郵便送達に関するものとしては、最決平成一二年六月二十七日（刑集五四卷五号四四五頁）及び最決平成一九年四月九日（刑集六一卷三号三二一頁）がある。平成一二年決定は、被告人が控訴審において住居とは認め難い場所を送達場所として届け出た上、上告を申し立てながら、住居等を届け出ず、上告審宛ての弁護士選任回答書にも当該届出住居を記載したなどの場合には、当該届出住居に宛ててなされた上告趣意書差出最終日通知書等の付郵便送達は有効であるとされたものである。これに対して、平成一九年決定は、第一審の無罪判決に対して検察官が控訴を申し立てた事案であるが、控訴申立通知書の送達を受けた被告人が、住居等を届け出ず、控訴審係属中に所在不明となった場合には、従前居住しており、送達された書類を異議なく受領していた場所に宛ててなされた公判期日召喚状等の付郵便送達は有効であるとされた。

平成一二年決定に関し、調査官解説では、住居等の届出義務に違反して届出をしていない被告人について、訴訟手続の円滑な進行を図るといふ刑訴規則六三条一項の趣旨や、不利益を甘受するものとみられてもやむを得ない被告人の態度から、付郵便送達を有効としたものと説明されている。⁽¹⁹⁾さらに、平成一九年決定の調査官解説では、付郵便送達の要件としての住居等の届出義務違反の問題と、付郵便送達の宛先を決するにあたって考慮すべき刑訴規則六三条一項の趣旨及び被告人の帰責事由の問題とに分けた上で、前者については、検察官控訴の場合においても、控訴申立通知書の送達があった時点で被告人の住居等の届出義務が認められ、後者については、自己に対する事件が控訴審に

係属中であることを承知しながら、自ら所在不明となったような、控訴審の審判に無関心で手続の進行に協力的でない被告人は、ある程度の不利益を被ることになってもやむを得ないとの指摘がなされている。⁽²⁰⁾

これらは、一度も住居等の届出がなされていないとみられる場合に関する事案であるが、被告人等が、一旦住居等を届け出た後で所在不明となった場合に、付郵便送達することができるといえるかどうかも、併せて問題となる。これについては、新たな住居等の届出義務に違反したものとして、刑訴規則六三条一項に基づき、従前の届出住居等に宛てて付郵便送達することができるといふ見解⁽²¹⁾と、従前の届出の効力が失われるために、刑訴規則六三条一項に基づき、記録上認められる住居等に宛てて付郵便送達することができるといふ見解⁽²²⁾があり、記録上住居等と認められる場所が従前の届出住居等と同じであれば、両説は一致するといわれている。⁽²³⁾

文言上、刑訴規則六三条一項に基づく付郵便送達は、刑訴規則六二条一項の住居等の届出義務違反があれば行うことができるが、このように、判例・学説においては、所在不明者に対する付郵便送達について慎重な運用を求めつつも、訴訟手続の円滑な進行という趣旨に則り、裁判所の調査義務と被告人等の帰責事由との均衡から、相手方⁽²⁴⁾が不利を受けなくてもやむを得ないといえる場合には、刑訴規則六三条一項に基づく付郵便送達を認めようとする傾向にあるように見受けられる。このような均衡論が、被收容者についても当てはまるとすれば、裁判所が調査義務を果たしたにもかかわらず⁽²⁵⁾、その所在が知れず、刑事施設の長に宛てて送達すべきことを認識することができなかった場合において、被收容者にも帰責事由が認められるときは、従前の届出住居等又は記録上認められる住居等に宛てて付郵便送達することができるということになるかと思われる。

本決定についてみると、囑託調査によっても、「申立人の所在を把握できず、他に申立人が別件で刑事施設に収容

されていることを知る端緒もなかった」とする部分については、裁判所が調査義務を果たしたにもかかわらず、その所在が知れず、刑事施設の長に宛てて送達すべきことを認識することができなかったということ、また、「申立人は、自ら再審請求をしたにもかかわらず、前記住居変更の届出書を提出した後、原々決定謄本について本件付郵便送達がなされるまで、裁判所に対して住居等の変更届出や連絡をしてこなかった」とする部分については、申立人の帰責事由を示しているものともとらえられよう。

ここで指摘されている帰責事由は、平成一二年決定及び平成一九年決定で不利益を受けてもやむを得ないものとされた態度と類似するようにも見受けられる。昭和二九年決定の調査官解説では、被告人等が刑事施設に収容されたような場合は、国家側の行為に基づくものであるとして、被告人等に非がないということが示唆されているが、本決定は、それでもなお、本件申立人は、自ら従前の届出住居を変更する旨の届出をすることができたのであり、かつ、裁判所への住居等の届出を妨げる事情はないにもかかわらず、変更届出をしなかったという点に、非を認めるものと解することができるかと思われる。

そして、本件においては、届出住居に宛てて送達した再審請求棄却決定謄本が「あて所に尋ねあたりません」という理由で返送された後、申立人が提出した住民票について、囑託調査によりその後の異動が届け出されていないことが確認されていることから、従前の届出住居又は記録上認められる住居として、当該届出住居に宛てて付郵便送達することができると思われ。

四 本決定の意義

本決定は、一旦住居を届け出た後に別件で刑事施設に收容された再審請求人について、刑訴規則六二条一項の住居等の届出義務があることを前提として、申立人においては変更届出をせず、裁判所においては嘱託調査によってもその所在を把握できなかったという事情の下で、刑訴規則六三条一項に基づく付郵便送達を有効とするもので、訴訟手続の円滑な進行を図ろうとする付郵便送達の趣旨とも合致し、住居等の届出がなされることがほとんどなく、困難を来すことが多いとされる送達実務に与える影響は小さくないものと思われる。

もつとも、民事手続における被收容者に対する送達の名宛人について、福岡高決昭和三三年一月二〇日（高民一巻一号六頁）は、刑事施設に收容されている事実を裁判所に届け出るか、被收容者であることが裁判所に明らかでない限り、本人の住居等に宛てて付郵便送達することができるとすれば、即時抗告のように不服申立期間が短い場合において、被收容者の権利を正当に保護し得ないと指摘しており、このような懸念は、実質的に訴訟関係人が書類の内容を了知することを重視すべきとされる⁽²⁸⁾刑事手続においては一層当てはまるのではないかと思われる。したがって、本件のような事情の下で付郵便送達が認められるとしても、なお引き続き慎重な運用が期待されよう。

(1) 本決定の紹介・解説として、駒田秀和・曹時六九卷四号二〇五頁、駒田秀和・ジュリスト一五〇三号九二頁、高倉新喜・法学セミナー七二七号一二二頁。

(2) 松本時夫ほか編『条解刑事訴訟法（第四版増補版）』（弘文堂、二〇一六年）一三二頁。

(3) 「民間事業者による信書の送達に関する法律」の制定に伴い、「一般信書事業者若しくは特定信書事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別に最高裁判所規則で定めるもの」に付する送達も認められるようになった

が、現実には、書留郵便に付する送達のみが行われているという（秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ（第二版）』（日本評論社、二〇〇六年）三九六頁）。したがって、本稿では、単に「書留郵便」と表記することとする。

(4) 裁判所職員総合研修所監『刑事実務（公判準備等）講義案（四訂補訂版）』（司法協会、二〇一二年）三〇頁。

(5) これに対して、本件付郵便送達が無効であり、申立人が原々決定の存在を知った平成二六年六月一日（水曜日）に裁判の告知がなされたものとみるならば、期間の計算については、日で計算するものは、原則として初日が算入されず（刑訴法五五条一項）、期間の末日が日曜日、土曜日等に当たるときは、原則として期間に算入されない（同条三項）、平成二六年六月一日（月曜日）になされた本件即時抗告は適法となる。なお、原決定は、傍論で、本件即時抗告は理由がないとされているから、即時抗告棄却という結論に影響はないと思われる（刑訴法四二六条一項）。

(6) 最判昭和二六年一〇月一八日（刑集五卷一〇号二二五九頁）。

(7) 法務庁『刑事訴訟規則説明書』（法務庁、一九四八年）三六頁。

(8) 赤羽熙『新刑事訴訟法註釈』（巖松堂、一九二八年）二二〇頁。

(9) 上野良典『裁判例を中心とした刑事訴訟書類の受理および送達に関する研究』（法曹会、一九六五年）一一五頁。

(10) 民訴法一〇七条一項一号に相当する旧民訴法一七二条について、最決昭和五二年三月四日（刑集三二卷二六九頁）。

(11) 兼子一ほか『条解民事訴訟法（第二版）』（弘文堂、二〇一一年）四八七頁。これに対して、届出場所における送達（民訴法一〇四条二項）ができない場合の付郵便送達（民訴法一〇七条一項二号）については、返送の理由が「不在」の場合だけではなく、「転居先不明」や「あて所に尋ねあたらず」の場合にも行うことができると解されている（同四八八頁）。

(12) なお、刑訴規則六二条一項は、「被告人、代理人、弁護人又は補佐人」に住居等の届出義務を課しており、再審請求人は被告人ではないが、同項の「被告人」は、刑事手続における本人を総称していると解することもできるといふ指摘がある（上野良典ほか『刑事訴訟書類の受理及び送達に関する研究』書記官実務研究報告書一八巻二二号一九二頁（一九七九年））。

(13) 駒田・前掲注（一）ジュリスト、九三頁。

(14) ただし、刑訴規則六二条三項のような免除規定のない民訴法一〇四条一項の送達を受けるべき場所の届出義務について、東京地判平成二七年四月九日（LEXDB2552839）は、被收容者に対する送達の名宛人を刑事施設の長とする民訴法一〇二条三項との関係で、当事者等が、「一旦送達場所の届出をした後に刑事施設に收容された場合、自己の意思とは関係なく強

制的に身柄拘束を受けている被收容者に対し送達場所の変更の届出義務を課すことは過度の負担となり不合理である。」と指摘している。

- (15) 兼子ほか・前掲注(11)、四六九頁。
- (16) 辻辰三郎「勾留に関する諸問題」『総合判例研究叢書刑事訴訟法(2)』(有斐閣、一九五七年) 二二二頁、横井大三『刑訴裁判例ノート(1)捜査』(有斐閣、一九七二年) 一五二頁。
- (17) 例えば、上野・前掲注(9)、一五一―一五二頁。
- (18) 伊達秋雄・最高裁判所判例解説刑事篇(昭和二九年度) 四六―四七頁。
- (19) 朝山芳史・最高裁判所判例解説刑事篇(平成二二年度) 一二七頁。平成二二年決定の紹介・解説として、ほかに、朝山芳史・曹時五四卷四号二四九頁、朝山芳史・ジュリスト一一九号九〇頁、朝山芳史・ジュリスト増刊(最高裁時の判例4) 一七六頁、岡田悦典・法学セミナー五五七号一〇八頁、滝沢誠・法学新報一〇八卷一号二一三頁、渡邊修・判例評論五一〇号五六頁(判時一七四九号二三四頁)。
- (20) 井上弘通・最高裁判所判例解説刑事篇(平成一九年度) 一二二―一二六頁。平成一九年決定の紹介・解説として、ほかに、井上弘通・曹時六二卷三号二二三頁、井上弘道・ジュリスト一三四五号八九頁、井上弘道・ジュリスト増刊(最高裁時の判例6) 三六七頁、榎本雅記・ジュリスト一三五四号(平成一九年度重要判例解説) 二〇九頁、榎本雅記・刑事法ジャーナル一一号一二五頁、滝沢誠・法学新報一一五卷一・二号一八一頁、徳永光・法学セミナー六三五号一一〇頁。
- (21) 河上和雄ほか編『注釈刑事訴訟法(第三版)』(第一巻)『立花書房、二〇一二年) 六四九頁(香城敏磨「井上弘通」、松本ほか・前掲注(2)、一三五―一三六頁)。
- (22) 上野ほか・前掲注(12)、二五五頁、『大コンメンタール刑事訴訟法(第二版)』(第一巻)『(青林書院、二〇一三年) 六三〇頁(中山善房)。
- (23) 朝山・前掲注(19)判例解説、一二二頁。所在不明者に対する送達について、届出住居等に宛てて行うとともに、それで足りるとする裁判例もあるが(前掲東京高判昭和五六年九月三日)、当該届出住居等において送達をすることができない場合に行う付郵便送達は、刑訴規則六三条一項ではなく、刑訴法五四条が準用する民法一〇七条一項一号に基づくものである。
- (24) 上野・前掲注(9)、一三二頁。

(25) なお、送達場所は、送達事務を取り扱う裁判所書記官が訴訟記録その他の資料を調査して判断することとなるが（上野・前掲注（9）、一二八頁）、就業場所における送達（民法一〇三条二項）ができないことを理由とする付郵便送達にあたる調査範囲については、最判平成一〇年九月一〇日（裁判集民一八九号七〇三頁）は、「受送達者の就業場所の認定に必要な収集については、担当裁判所書記官の裁量にゆだねられているのであって、担当裁判所書記官としては、相当と認められる方法により収集した認定資料に基づいて、就業場所の存否につき判断すれば足りる。担当裁判所書記官が、受送達者の就業場所が不明であると判断して付郵便送達を実施した場合には、受送達者の就業場所の存在が事後に判明したときであっても、その認定資料の収集につき裁量権の範囲を逸脱し、あるいはこれに基づく判断が合理性を欠くなどの事情がない限り、右付郵便送達は適法であると解するのが相当である。」としている。

(26) 伊達・前掲注（18）、四七頁。

(27) 駒田・前掲注（1）ジュリスト、九四頁。

(28) 上野・前掲注（9）、八七頁。

（日本女子大学非常勤講師）